

旧三丁目劇場粗大ごみ等収集運搬及び処分業務委託(その2) 仕様書

受託者は本仕様書に基づき、作業を実施するとともに本市係員の指示を受けて、誠実に業務を行うものとする。

1. 履行場所 旧三丁目劇場(岡山市北区表町三丁目15番101)
2. 履行期間 契約日～令和7年8月31日
※粗大ごみ等の搬出は令和7年5月28日までにを行うこととする。
3. 業務内容 旧三丁目劇場から排出された粗大・不燃ごみ等を収集運搬及び処分する。
家電リサイクル法対象のテレビ、冷蔵庫、洗濯機等のリサイクル券は受託者が負担する。
また、乾電池、液体類、消火器については、1階荷捌場に集約し1箇所にまとめておくこと。
※粗大ごみ・不燃ごみ等については、別紙一覧を参考してください。ただし、別紙一覧は例示であるため、施設にネジ等で固定されているものや、冷暖房、家電リサイクル法対象以外の業務用冷蔵庫等フロンを含む製品、蛍光灯、水銀灯、乾電池、液体類、消火器以外は収集運搬及び処分すること。
※処分内容及び数量については、必要に応じ現場説明会に参加し確認すること。現場説明会の概要は別紙「現場説明会 概要」のとおり。
4. 処分方法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、その他関係法令を遵守し、適正な処分をすること。
5. 提出書類 受託者は、業務に着手したときは、速やかに業務の工程表及び着手届を委託者に提出するものとし、併せて行う責任者を定めて、その氏名等必要な事項を委託者に通知するものとする。
また、業務完了後に完了届、実施報告書(着手前、作業中、完了後写真)を委託者に提出し、検査を受けるものとする。
6. 支払等 受託者は、持込施設で発行された計量証明書を添付したマニフェストを市に提出すること。なお、マニフェストは業務委託料に含み、受託者の負担とする。市は報告書を受理した日の翌日から5日以内に、受託者の行った委託業務について検査を行うものとする。受託者は、検査に合格した後、市に対し速やかに委託料の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
7. その他 産業廃棄物と一般廃棄物が混在した状態で排出される場合が想定されるため、その場合には適正に分別処分をすること。
旧三丁目劇場には駐車場はありません。1階荷捌場を使用することができます。シャッターの動力が故障しているため、電動では動きませんが、手動で開閉できます。使用する場合は、防犯のため毎日シャッターを閉めてください。